豊能町既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号。以下「耐促法」という。）の趣旨に鑑み、豊能町(以下「町」という。)の区域内に存する木造住宅（国、都道府県及び市町村が所有し、及び管理する建築物を除く。）の耐震改修を行う所有者に対し、予算の範囲内において豊能町既存木造住宅耐震改修補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、町域の木造住宅の耐震改修を促進し、もって地震による町内の人的・経済的な被害の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこ　ろによる。

(１)　木造住宅　建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する建築物のうち木造のもので、一戸建ての住宅に該当するもの（当該木造住宅が店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあっては、当該用途に該当する部分の床面積が延べ床面積の２分の１未満であるものに限る。）をいう。

(２)　耐震診断　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）第４条第２項第３号に規定する技術上の指針に基づき、耐震改修技術者が木造住宅の耐震性について判定するものであって、一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法又は精密診断法（時刻暦応答計算による方法を除く。以下同じ。）その他町長が適当と認める方法に基づき、木造住宅の耐震性について判定する診断をいう。

(３)　耐震改修技術者　次のいずれかに該当する技術者をいう。

ア　公益社団法人大阪府建築士会が主催する既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、かつ受講修了者名簿に登録されている者

イ　一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅の耐震診断及び補強方法に関する講習会の受講修了者であり、かつ、建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２条第１項に規定する建築士。

ウ　その他町長がア及びイに掲げる者と同等以上の技術を有すると認めた者

(４)　耐震診断結果　耐震診断の判定方法である一般診断法又は精密診断法による総合評価における上部構造評点（第２号に規定する町長が適当と認める方法にあっては、当該方法を用いて得た数値）をいう。

(５)　耐震改修計画　耐震改修技術者が作成した、耐震改修に係る計画で、次のいずれかに該当するものとする。

ア　耐震診断結果の数値（第２号に規定する町長が適当と認める方法による場合にあっては、当該方法を用いて得た数値。以下同じ。）が１．０未満の木造住宅について、耐震改修工事後の数値を１．０以上まで高めるためのものをいう。

イ　一部の部屋の耐震性能を確保するもの（木造住宅の最下階で、主として就寝の用に供する部屋を含み既設建築物から独立して耐震性能を発揮するもので、かつ、補強した部屋から屋外に避難できるものに限る。）で、公的機関の試験等によりその性能が証明されているもののうち、町長が認めるもの（以下「シェルター設置工事」という。）

(６)　耐震改修工事　耐震改修計画に基づいて行う工事（第３号の耐震改修技術者により工事監理が行われたものに限る。）及び公的機関の実験等によりその性能が証明されたシェルター設置工事をいう。

（補助対象建築物）

第３条　補助の対象となる木造住宅（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、この要綱に基づき既に補助金の交付を受けたものは対象外とする。また、自然災害による被害で罹災証明書を受けている所有者が、復旧工事とあわせて耐震改修工事を行う場合については、耐震診断補助、耐震改修計画の設計、耐震改修工事の交付申請を一括して行うことができる。

(１)　原則として昭和５６年５月３１日以前に法第６条第１項の規定による建築主事の確認を受けて建築された木造住宅

(２)　前号に掲げるもののほか、法の規定に適合していること。

(３)　耐震診断結果の数値が１．０未満である木造住宅

(４)　現に居住又は使用している及びこれから居住又は使用しようとする木造住宅

(５)　補助対象建築物の所有者と占有者又は土地所有者が異なる場合は、当該建築物の耐震改修工事を行うことについて、当該利害関係者との協議等が整っていなければならない。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、前条に規定する補助対象建築物を所有する個人であって、直近の課税所得金額が５，０７０，０００円未満の者とする。ただし、補助対象建築物に係る固定資産税を滞納している者を除く。

（補助対象経費）

第５条　補助の対象経費は、耐震改修工事に要する費用（必要となる撤去費及び再仕上げ等の費用を含む。）とする。

（補助金の額等）

第６条　補助金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(１)　400,000円（耐震改修工事費に要する費用が400,000円未満の場合は、その額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））とし、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(２)　租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、補助対象者が既存住宅の耐震改修をした場合に、当該補助対象者の所得税額から特別控除される額

２　補助金の交付（シェルター設置工事に係る助成を除く｡）にあたっては、前項に規定する額のうち、あらかじめ同項第２号に規定する額を差し引いて、補助対象者に交付するものとする。

（事前協議）

第７条　補助対象者は、あらかじめ耐震改修計画を作成し、豊能町既存木造住宅耐震改修事前協議書（様式第１号）に町長が別に定める必要書類を添えて町長に提出し、協議しなければならない。

（補助金の交付申請）

第８条　前条の規定による協議が整った者のうち、補助金の交付を受けて耐震改修工事を実施しようとする者（以下「工事申請者」という。）は、耐震改修工事を実施する前に、豊能町既存木造住宅耐震改修補助金交付申請書（様式第２号）に町長が別に定める必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び通知）

第９条　町長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、豊能町既存木造住宅耐震改修補助金交付決定通知書（様式第３号）により当該工事申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、当該補助金の交付について条件を付けることができる。

２　町長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、豊能町既存木造住宅耐震改修補助金不交付決定通知書（様式第４号）により当該工事申請者に通知するものとする。

（耐震改修工事の着手）

第10条　前条第１項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は当該通知書を受け取った日からおおむね30日以内に耐震改修工事に着手するものとし、着手したときは直ちに豊能町既存木造住宅耐震改修工事着手届（様式第５号）に町長が別に定める必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（耐震改修工事等の変更及び中止）

第11条　補助事業者は、第８条に規定する補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、豊能町既存木造住宅耐震改修計画変更承認申請書兼豊能町既存木造住宅耐震改修補助金交付変更申請書（様式第６号）に町長が別に定める必要書類を添えて町長に申請し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更が生じない場合は、豊能町既存木造住宅耐震改修計画変更届（様式第７号）に町長が別に定める必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、内容を審査し、適　当と認めるときは補助事業者に対し豊能町既存木造住宅耐震改修計画変更承認通書兼豊能町既存木造住宅耐震改修補助金交付変更決定通知書（様式第８号）により承認を行うものとする。その場合において、必要と認めるときは補助金の額その他補助金の交付決定に係る内容等を変更することができる。

３　補助事業者は前項の規定により、補助金の交付変更決定の通知を受けたときは、　速やかに耐震改修工事の工事業者と契約し、当該変更契約書を町長に提出しなけれ　ばならない。

４　補助事業者は、耐震改修工事を中止しようとするときは、あらかじめ豊能町既存木造住宅耐震改修工事中止届（様式第９号）を町長に提出しなければならない。この場合において、それまでに要した経費は、補助事業者の負担とする。

５　前項の規定による工事の中止があったときは、第９条の補助金交付の決定は、取　り消されたものとみなす。

（中間検査）

第12条　補助事業者は、町長が指定する工程に達したときから４日以内に、豊能町既存木造住宅耐震改修工事中間検査申請書（様式第10号）に豊能町既存木造住宅耐震改修工事監理報告書（様式第11号）その他町長が別に定める必要書類を添えて、中間検査を町長に申請しなければならない。

２　町長は、前項の中間検査の申請のあった日からおおむね４日以内に、補助事業の適切な施工の確認のため、現地において中間検査を行うものとする。ただし、町長　は、前項の規定により提出された必要書類等により、当該改修工事が耐震改修計画に基づき適正に実施されていることが確認できる場合は、書面等による検査により現地での中間検査に代えることができる。

３　町長は、前項の中間検査の結果、耐震改修工事の内容が適正であると確認したと　きは、補助事業者に豊能町既存木造住宅耐震改修工事中間検査合格証（様式第12号）を交付するものとする。

４　町長は、第２項の中間検査について、その全部又は一部を委任又は委託により行　わせることができる。

（完了報告）

第13条　補助事業者は、耐震改修工事完了後、豊能町既存木造住宅耐震改修工事完了報告書（様式第13号）に豊能町既存木造住宅耐震改修工事監理報告書（様式第14号）その他町長が別に定める必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

２　前項の規定による工事完了報告は、耐震改修工事の完了した日から起算して30　日を経過した日又は補助金の交付申請にかかる会計年度の３月15日のいずれか　早い日までに町長に報告しなければならない。

３　町長は、必要があると認めるときは、補助事業の適切な施工の確認のため、現地　において完了検査を行うことができる。

（補助金の額の確定）

第14条　町長は、前条の規定により工事完了の報告書を受理したときは、当該報告　書等の内容を審査し、耐震改修工事が適正に行われたと認めるときは、補助金の額　を確定し、豊能町既存木造住宅耐震改修補助金交付額確定通知書（様式第15号）により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条　補助事業者は、前条の規定による補助金の交付額確定の通知を受けたとき　は、豊能町既存木造住宅耐震改修補助金交付請求書（様式第16号）に町長が別に定める必要書類を添えて、町長に補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第16条　町長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、その内容を審査　し、適当と認めるときは、当該請求者に対し補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第17条　町村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(１)　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(２)　補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(３)　補助金の交付決定の条件に違反したとき。

(４)　この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

(５)　前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適当であると認められるとき。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、豊能町既存木造住宅耐震改修補助金交付（交付変更）決定取消通知書（様式第17号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第18条　町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、　補助事業者に当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、豊能町既存木造住宅耐震改修補助金返還命令書（様式第18号）により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補助事業者に対する指導）

第19条　町長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、必要があると認めた　場合、補助事業者に対し、報告を求め、必要な指導及び助言をすることができる。

（書類の保存）

第20条　補助事業者は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び書類を整　備し、かつ、これらの帳簿及び書類を補助金の交付決定を行った年度の翌年度から　起算して、５年間保存しなければならない。

（委任）

第21条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が　別に定める。

　　附　則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3１年４月1日から施行する。